

### 第3回 松前町水道事業経営審議会 議事要旨

日時 令和6年2月1日(木) 19:00~20:40  
場所 松前町庁舎 3階 大会議室  
出席者  
委員 前田会長、和田副会長、平井委員、塩崎委員、高本委員、大西委員、伊藤委員、  
里見委員、平岡委員、畑中委員、菅委員  
町出席者  
事務局 渡部部長、住田課長、高井補佐、松本補佐、米家係長、白石主任、井上主事、  
萬奥技師、会計事務所職員  
内容

#### (1) 議事

- ・水道料金改定の流れ及び料金改定案について
- ・審議(質疑応答)

#### 【審議(質疑応答)】

(事務局 配布資料1、参考資料 水道料金改定の流れ及び料金改定案について説明)

会長	水道料金改定の流れ及び料金改定案について、御質問はありますか。
委員	水量区画について、教えてほしい。
事務局	超過水量の枠を設定した区画のことで、現行は、資料10ページの料金表のとおり主に3区画です。また、改定案では資料16・17ページの料金表のとおり5・6区画です。 細分化することで使用水量に応じた、より公平な負担を求めていると考えています。
委員	資料16ページは全て5区画で、資料17ページはメーター口径が13mmと20mmについては6区画となっているが、この違いについて、教えてほしい。
事務局	改定案では、基本水量を10立方メートルから8立方メートルに引き下げるため、9・10立方メートルは超過水量の枠となります。17ページの案では、小口・中間使用者の多いメーター口径13mmと20mmに対して、9・10立方メートルの水量区画を追加して超過料金を調整し、急激な負担の増加に配慮する案としています。 資料の16ページをA案「全使用者バランス型」、17ページをB案「小口・中間使用者配慮型」としています。

委員 口径 13mm と 20mm について、A 案では超過水量 9～20 立方メートルの超過料金が 142 円に対して、B 案では超過水量 11～20 立方メートルの超過料金は 158 円と高くなっている。これは配慮した形となっているのか。

事務局 11～20 立方メートルの部分の超過料金については、B 案が高くなっていますが、9・10 立方メートルの部分の超過料金は B 案が安くなっています。例えば 20 立方メートル使用した場合、1～8 立方メートルまでは基本料金なので両案とも同額で、9・10 立方メートルは B 案が安く、11～20 立方メートルは B 案が高くなっています。結果的には参考資料 4・5 ページの料金比較表のとおり、B 案の方が安くなります。

委員 改定案では、現行から約 35.2%の値上げとなっているが、急激に負担が増加するための対策として、激変緩和措置を採用するということか。

事務局 そのとおりで、A 案、B 案に加えて激変緩和措置の内容についても審議をお願いします。

委員 激変緩和措置はいつまで行うのか。

事務局 改定後の最初の 2 年間で予定しています。改定案では、令和 7 年度から 8 年度までを激変緩和措置として約 25%、令和 9 年度以降は約 35.2%としています。

委員 改定案の約 35.2%は、かなりの改定幅だと思うが、県内でこれほど上げた市町はあるか。

事務局 現在のところ、県内で松前町が最も安いと、改定率としては大幅な率となりますが、額としては極端に高くなるわけではないと考えています。

委員 町民の理解を得られるように、丁寧な説明が必要である。

事務局 説明方法を研究します。

委員 参考資料 4・5 ページの料金比較表の確認だが、B 案は小口使用者にメリットがあり、一方、大口の使用者にデメリットがある内容か。

事務局 全体の約 35.2%改定の配分として、B 案は小口・中間使用者に対してやや配慮し、大口使用者にやや負担をお願いする配分となっています。

委員 標準的な家庭で、例えば家族4人とか、高齢者2人とかの場合、これくらいになるという目安の表はないか。

事務局 個々による使用量に差が生じるので、一概に人数での目安は難しいが、一般的に家庭用、メーター口径13mmで、1か月20立方メートル使用した場合の料金が目安として使用されています。

委員 参考資料2ページのグラフにある11～30立方メートル位が標準的なモデルとして用いられるということか。

事務局 そのとおりで、20立方メートルが一般的に用いられています。

委員 現行料金と改定後料金の差額はどれくらいになるのか。

事務局 参考資料4・5ページの料金比較表の増加額の欄にあるとおり、例えばメーター口径13mm、使用水量20立方メートルの場合、A案では、1か月当たり2,129円が2,874円となり、月に745円、年間で8,940円の増額となります。また、B案では、同じく2,129円が2,860円となり、月に731円、年間で8,772円の増額となります。

委員 小口・中間使用者とは、どの範囲が対象か。

事務局 資料11ページのとおり、1か月の使用量が10立方メートル以下を小口使用者、11～50立方メートルまでを中間使用者、51立方メートル以上を大口使用者としています。

委員 資料3ページの財政収支見通しについて、令和8年度に動力費や減価償却費、支払利息などの経費が上がっているが、何か設備が稼働するのか。

事務局 そのとおりで、現在建設中の浄水場が令和8年度から稼働する予定です。

委員 減価償却費や支払利息が増えるのは分かるが、動力費はなぜ増えるのか。

事務局 動力費とは電力料のことで、浄水場の稼働に伴い増加します。

委員 新しい設備の場合、技術の進歩により効率化されて、むしろ動力費が減少するという事はないのか。

事務局	現在建設中の浄水場は、これまでの塩素による浄水方法に加え、膜ろ過設備などの施設が増えるため、電力料は増加することになります。
会長	小口・中間使用者への配慮とあったが、一方で大口使用者についてはどうか、メーター口径や件数などについて教えてほしい。
事務局	参考資料3ページのとおり、従来用途別では営業用、団体用、工業用が大口使用者となります。口径100mmは営業用1件、75mmは営業用1件、団体用4件、工業用1件、50mmは営業用9件、団体用13件などとなっています。
会長	大口使用者の企業への配慮も含めて丁寧な説明が必要と考える。 企業の皆さんが料金改定の影響をどう見るか、これは個別で確認するしかないと思う。 先程説明があったA案とB案、また激変緩和措置についてどちらが良いか。また、大口使用者について、御意見はありますか。
委員	当然、激変緩和措置を採用した方が良いと考える。できれば小口・中間使用者だけでも3段階の緩和措置を検討しても良いと考える。 また、大口使用者について、ある企業が、所在地の水道料金が高いために他県に工場を移転したという話もある。企業だから高くても仕方ないのではなく、トータルで考えないといけないと思う。
委員	企業にも同様に配慮が必要である。産業が逃げてしまう。
事務局	全体として約35.2%の改定が必要であるため、小口・中間・大口のどちらも抑えるとなると収入が不足し経営が立ち行かなくなります。どちらにも配慮となればA案の全使用者バランス型になると考えます。
委員	他の市町はどちらのタイプが多いのか。
事務局	それぞれの市町の政策によると思われます。 どちらの改定案も負担が著しく偏るものではないと考えます。
委員	資料19ページの改定後の財政収支見通しでは、料金算定期間の令和7年度から11年度までの5年間で約2千万円の純利益ということなので、激変緩和措置もこの2段階案が限界かなと考える。しかし、12年度以降は年間約1千万円の利益が出るようなので、ある程度の黒字は見込まれる。そこで、料金算定期間の5年間は赤字で行って、もう少し先で黒字を目指すという方法は考えられないのか。

事務局 基本的には料金算定期間の5年間で総括原価を回収するという考え方です。

会長 これまで事務局から説明のあった、5年間で総括原価の回収、小口・中間使用者配慮型、全使用者バランス型、激変緩和措置について、委員の御意見を伺います。

委員 回収ということなので、10年20年という長い期間で回収するのはいかがなものかなと思う。やはり5年という短い期間で回収するのがベターと思うが、いきなり35%上げるとなると住民も困惑するので、県内や松前町の状況を踏まえて伝えることが大事である。それから、小口・中間使用者配慮型と全使用者バランス型だが、一般的には小口・中間使用者が多いので、そちらに配慮するのが良いと思う。

委員 値上げは仕方ないと思うので、改定案については審議会の決定に従う。

委員 赤字を無くすためには値上げは仕方なく、35.2%上げても県内で安い方なので了解してもらえと思う。

委員 子育て世帯に配慮したとの説明があったので、小口・中間使用者配慮型にして、一度に35.2%引き上げるより2段階で引き上げる激変緩和措置を採用した方が良いと思う。

委員 県内で最も安いという位置付けが、改定後は変わってくるということで、松前町は水道料金が安いというのが誇りであり残念である。また、企業側に負担が掛かるとなると残念である。

委員 大幅な改定となるのは、これまで改定を先送りにしてきた結果だと思う。松前町は特に電気代の高騰が影響するのかなと思う。やはり、1番は住民の生活なのでそちらに配慮してほしい。

委員 今回値上げしても、生活用としては、かなり安いと思う。また、企業側としては致し方ない考える。

委員 水道代は安いと思っているけど、これからいろんなものが上がっていくのが心配である。今回の水道料金の値上げについて反論はない。

委員 今では県内で一番安いですが、改定しても安いグループに収まるということで、皆さんと同じく小口・中間使用者配慮型で激変緩和措置が良い。お年寄りの独り住まいなどに配慮されているので1番良いと思う。

会長 意見をまとめると、値上げについてはやむを得ない。また、改定内容については、料金表案の選定は小口・中間使用者配慮型で、激変緩和措置として最初の2年間は約25%の改定とし、3年目以降は約35.2%に改定するという案が大勢を占めている。  
いかがですか。

委員 異議なし。(総意)

会長 それでは、以上の内容を審議会の意見として答申案にまとめていく。  
次に、答申案の審議方法について、会議方法と書面開催方法の2通りがある。これまでと同様に審議会を開催し意見をまとめる会議方法と、答申案を自宅等に郵送してそれぞれで確認してもらい意見等を事務局へ回答する書面開催方法である。そして細かい部分については会長、副会長に一任していただくという方法もある。  
いかがですか。

委員 書面開催、会長一任の方法でよい。(総意)

会長 それでは、その方法で進める。  
それから、町長へ答申する方法について、委員一同で行うか、代表として会長と副会長で行うか。  
いかがですか。

委員 代表でよい。(総意)

会長 それでは、その方法で進める。

事務局 今後の答申までの進め方については、会長にまとめていただいた方法で行います。

以上